

＜別紙 1＞

千葉病院附属介護老人保健施設
通所リハビリテーション重要事項説明書
(令和7年4月1日現在)

1. 法人及び施設の概要

(1) 法人の名称等

・ 法 人 名	独立行政法人 地域医療機能推進機構
・ 代 表 者	理 事 長 山 本 修 一
・ 所 在 地	〒108-0074 東京都港区高輪 3 丁目 2 2 番 1 2 号
・ 電 話 番 号	0 3 - 5 7 9 1 - 8 2 2 0
・ ファックス番号	0 3 - 5 7 9 1 - 8 2 5 8
・ 施 設 名	独立行政法人 地域医療機能推進機構 千葉病院附属介護老人保健施設 通所リハビリテーション
・ 開 設 年 月 日	平成 2 6 年 4 月 1 日
・ 所 在 地	千葉市中央区仁戸名町 6 8 2 番地
・ 電 話 番 号	0 4 3 - 2 6 8 - 1 0 2 2
・ ファックス番号	0 4 3 - 2 6 8 - 1 7 4 8
・ 管 理 者 名	施設長 岡 住 慎 一
・ 介護保険指定番号	介護老人保健施設 (千葉県 第 1 2 5 0 1 8 0 1 0 9 号)
・ 施設の概要	
・ 敷地面積	1 5, 8 1 2. 6 7 m ² (附属 千葉病院と共用)
・ 建物構造	R C 造 地下 1 階・地上 3 階建
・ 延床面積	4, 8 8 2. 3 m ²
・ 通所ディルーム	6 2. 4 m ²
・ 通所食堂	6 2. 6 m ²
・ 主な居室面積	
機能訓練室 (レクレーションルームと兼用)	2 2 8. 2 m ²
ADL 訓練室	2 8. 2 m ²

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護・通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション並びに介護予防短期入所療養介護といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[千葉病院附属介護老人保健施設の運営方針]

1. 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(3) 施設の職員体制 通所リハビリテーション

職 種	定 数	職 務 内 容
管理者（施設長）	1 名	施設の運営管理の統括に関すること
医師	1 名	健康管理及び療養上の指導
看護職員、介護職員 理学療法士、作業療法士	3 名以上	看護・介護・生活援助業務 リハビリテーション業務
管理栄養士	1 名（介護保健施設サービス兼務）	献立の作成・栄養計算・栄養指導

(4) 定員等

・通所定員 30 名(介護予防通所を含む)
ディルム・食 堂

2. サービス内容

通所リハビリテーション（介護予防含む）

- ① 通所リハビリテーション（介護予防を含む）計画の立案

- ② 食 事 （食事は原則として施設で提供するものをいただきます。）
 - 10時 水分摂取（お茶の提供）
 - 昼 食 12時00分～
 - 15時 おやつの提供
- ③ 入 浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者にはリフト浴槽で対応します。
ただし、利用者の身体の状態に応じ清拭または中止となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション（マネジメント、個別・短期集中、認知症短期集中）
- ⑦ 運動機能向上（介護予防）
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ サービス提供体制強化加算（介護職員総数のうち介護福祉士70%以上）
- ⑩ レクリエーション（季節行事あり）

その他

- ①併設に千葉病院附属居宅介護支援センターがあります。在宅のケアプランを作成できます。お気軽にご相談下さい。
- ②これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称 独立行政法人 地域医療機能推進機構 千葉病院
 - ・ 住 所 千葉市中央区仁戸名町682番地
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名 称 医療法人社団 郁栄会 寒竹歯科医院
 - ・ 住 所 千葉市美浜区高洲3-10-1 サンフラワービレッジ稲毛海岸3F
- ・ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会時間

午前10時から午後16時00分までとします。
- ・ 飲酒・喫煙

原則として禁止。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み

電気製品、食べ物、飲み物等の持ち込みは原則として禁止。ただし、特別に必要な物品については協議の上とします。

- ・ 金銭・貴重品の持ち込み

原則として禁止。やむを得ず持ち込む場合は必要額及び必要物品とし、持ち込まれた金銭・貴重品の紛失や破損については、一切責任を負わないものとします。

- ・ 洗濯

原則として、本人および家族とします。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- ・ 防火管理者および火元責任者を配置します。
- ・ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- ・ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- ・ 防火管理者は、施設職員に対して防火訓練、消防訓練を実施します。
 - ・ 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……………年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行います）
 - ・ 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ・ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- ・ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して通所リハビリテーションを利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 第三者評価

当施設では、提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

- ・ 支援相談員 羽 田 さ や か
- ・ 電 話 0 4 3 - 2 6 8 - 1 0 2 2
- ・ 窓口相談時間 平日 午前10時～午後5時まで

- ・ 千葉市 介護保険事業課 TEL 0 4 3 - 2 4 5 - 5 0 6 2
- ・ 国民健康保険団体連合会 介護保険苦情処理係 TEL 0 4 3 - 2 4 5 - 7 4 2 8

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内1階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただきお申し出いただくこともできます。

9. その他

当施設についてのご不明な点は、施設担当者におたずねください。

通所リハビリテーションについて

【令和7年4月1日現在】

◇介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇利用料金

(1) 基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。）

（千葉市は3級地に区分されており、10.83を乗じた額が単価となっております。）

〔2時間以上3時間未満〕

・要介護1	4 1 5 円
・要介護2	4 7 6 円
・要介護3	5 4 0 円
・要介護4	6 0 1 円
・要介護5	6 6 3 円

〔3時間以上4時間未満〕

・要介護1	5 2 7 円
・要介護2	6 1 2 円
・要介護3	6 9 7 円
・要介護4	8 0 5 円
・要介護5	9 1 2 円

〔4時間以上5時間未満〕

・要介護1	5 9 9 円
・要介護2	6 9 6 円
・要介護3	7 9 1 円
・要介護4	9 1 4 円
・要介護5	1, 0 3 7 円

〔5時間以上6時間未満〕

・要介護1	6 7 4 円
・要介護2	8 0 0 円
・要介護3	9 2 3 円
・要介護4	1, 0 6 9 円
・要介護5	1, 2 1 3 円

〔6時間以上7時間未満〕

・要介護1	7 7 5 円
・要介護2	9 2 1 円
・要介護3	1, 0 6 3 円
・要介護4	1, 2 3 2 円
・要介護5	1, 3 9 7 円

〔7時間以上8時間未満〕

・要介護1	8 2 6 円
・要介護2	9 7 8 円
・要介護3	1, 1 3 3 円
・要介護4	1, 3 1 6 円
・要介護5	1, 4 9 4 円

- ② 通所リハビリテーション計画上入浴介助を行なうこととなっている場合は、上記施設利用料に1日につき44～65円が加算されます。
- ③ リハビリテーションマネジメント加算イとして、利用者家族の同意を得た日の属する月から6ヶ月以内の期間に1月につき607円、6月を超えた場合には260円が加算されます。※医師が利用者又は家族に説明し同意を得た場合は293円が加算されます。

- ④ リハビリテーションマネジメント加算ロとして、利用者家族の同意を得た日の属する月から6ヶ月以内の期間に1月につき643円、6月を超えた場合には296円が加算されます。※医師が利用者又は家族に説明し同意を得た場合は293円が加算されます。
- ⑤ リハビリテーションマネジメント加算ハとして、利用者家族の同意を得た日の属する月から6ヶ月以内の期間に1月につき859円、6月を超えた場合には513円が加算されます。※医師が利用者又は家族に説明し同意を得た場合は293円が加算されます。
- ⑥ 短期集中個別リハビリテーションを実施した場合には、退院（退所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に1日につき120円が加算されます。
- ⑦ 認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）として、認定日から起算して3月以内の期間に週2日を限度として1日につき260円が加算されます。
- ⑧ 認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）として、認定日から起算して3月以内の期間に月に4回以上リハビリテーションを実施した場合には1月につき2,080円が加算されます。
- ⑨ サービス提供体制強化加算として1日につき24円が加算されます。
- ⑩ 施設送迎を利用されない場合には、片道51円を減算されます。
- ⑪ 生活行為向上リハビリテーションを行った場合には、認定日から起算して6月以内の期間につき1月につき1,354円が加算されます。
- ⑫ 重度療養管理を行った場合には、1日につき109円が加算されます。（要介護3・4・5である者に限る）
- ⑬ 社会参加支援を行った場合には、1日につき13円が加算されます。
- ⑭ 栄養改善加算として、1月で2回程度利用の場合は、1月につき217円が加算されます。
- ⑮ 口腔・栄養スクリーニングとして、6月に1回、1月につき6～22円が加算されます。
- ⑯ 口腔機能向上加算として、1月で2回を限度に、1月につき163～174円が加算されます。
- ⑰ リハビリテーション提供体制加算として1日につき26円が加算されます。
- ⑱ 科学的介護推進体制加算として1月に44円加算されます。
- ⑲ 中重度者ケア体制加算として1月に22円加算されます。
- ⑳ 医療機関からの退院後に、理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し共同指導を行った場合、650円が加算されます。
- ㉑ 介護職員等処遇改善加算として、所定単位に加算率8.6%が加算されます。

※通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

(2) その他の料金（1日あたり）

- ① 食費（昼食） 750円
※原則として食堂でお召し上がりいただきます。なお、通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。
- ② その他日常生活費（1日あたり）
 - ・日用品費 実費 ・教養娯楽費 実費
 - おむつ代（1枚）
 - ・尿取パット 小 11円～ 大 24円～
 - ・薄型パンツ S 34円～ M 34円～ L、LL 37円～
- ③ 文書料・各種証明料 1,100～5,500円
- ④ 介護保険外で送迎を行った場合（片道） 2,200円

(3) 支払い方法

- ・毎月15日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、現金書留、銀行振込のいずれかにてお願い致します。
なお、書留、振込等にかかる手数料等は、利用者様の負担にてお願い致します。